

埼玉古墳群 VR コンテンツ制作等業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、発注者は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉古墳群 VR コンテンツ制作等業務

2 目的

本業務は、最新の VR 映像（以下、「VR」という。）の技術を用いて、国指定特別史跡である埼玉古墳群を普段は見られない視点から見ることができる体験を提供し、来訪者の理解を視覚的に補助することで、埼玉古墳群の魅力向上と来訪者の満足度向上を図るとともに、埼玉古墳群周辺の地域活性化や誘客拡大につなげることを目的とする。

3 委託業務の内容

埼玉古墳群の 9 基の古墳を 360 度で視聴できる VR コンテンツを制作する。体験者が所有する端末（スマートフォンやパーソナルコンピュータ等）での視聴を想定し、視聴者側にランニングコストがかからない汎用的な視聴方法とする。

(1) ドローン VR 撮影

- ア 本事業に使用する 5.7K 以上の 360 度 VR 映像を撮影すること。
- イ ドローン撮影は、次の古墳を対象とし、詳細な飛行経路については提案すること。
①稲荷山古墳 ②丸墓山古墳 ③二子山古墳 ④将軍山古墳 ⑤愛宕山古墳
⑥瓦塚古墳 ⑦鉄砲山古墳 ⑧奥の山古墳 ⑨中の山古墳
- ウ ドローン撮影は早朝の人が少ない時間帯に行うなど、安全面に配慮すること。

(2) 埼玉古墳群 VR コンテンツの制作

(1) で撮影した映像を編集し、360 度を見渡せる VR コンテンツを制作すること。VR の特性を加味した臨場感のある演出でコンテンツを構成すること。

コンテンツの構成に当たっては、以下の条件を満たすこと。

- ① インターネットを介して、体験者が所有する端末（スマートフォンやパーソナルコンピュータ等）で視聴できるようにすること。
- ② VR コンテンツは、埼玉古墳群の史跡範囲を主な対象エリアとすること。
- ③ 体験者が楽しみながら埼玉古墳群の理解を深められるよう、工夫を凝らした構成とすること。
- ④ 既存のアプリケーションや Web サービスを使用する場合は、事前に提案すること。
- ⑤ 提案に際しては、利用者のシステムの利用場面及び操作手順を提示すること。

(3) 監修と経験者による映像編集

- ア 監修は発注者の指定する監修者の指示のもとに行い、最終成果物の納品までに 2 回以上の中間報告を行うこと。
- イ 映像の編集については、文化財に関するコンテンツの編集経験者が行うこと。

(4) 保守運用

システム運用の方法や保守についても提示すること。また、契約期間外に運用費用等が掛かる場合は、必ず明示すること。

(5) その他

「2 目的」に合致したアイデアがあれば、本事業の予算内で自由に提案すること。ただし、新型コロナウイルス感染防止に配慮した内容とすること。

4 審査基準

審査項目	審査内容
基本方針	業務の基本方針と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか
VR コンテンツの学習効果	埼玉古墳群の理解を深めることができる VR コンテンツになっているか
VR コンテンツの満足度	幅広い年齢層が体験して楽しめる VR コンテンツとなっているか
保守運用	契約期間外のシステム運用の方法や保守について明確に示されており、発注者側に過度な負担のないものとなっているか
業務の監理体制・制作体制	責任者、役割分担等が具体的に示され、発注者の要請に応じて即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行すると認められるか
	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか
国、地方自治体に関する実績	国、地方自治体に関する本業務と同等の企画・運営の実績はあるか
見積金額	事業に必要な経費が、効果的、効率的な実施に配慮した形で計上されているか

5 委託期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

6 納入成果物

(1) 成果物の納入とその時期

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
業務実施計画書	業務の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの。	業務着手前
設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理し、まとめたもの。監修を受けるための VR 原案及びシステムの仕様書を含むものとする。	着手後すみやかに
VR 設計書	監修者の意見に基づいて設計を行った設計書。	納品時
ソフトウェア	1 編集後の動画データ 2 撮影データ及び未編集データ一式 (メディアに格納して提供すること)	納品時
アカウント	アカウントが必要になるサービスを利用する場合のアカウント情報	納品時
操作手順書及び運用手順書	システムの操作方法(一般利用者及びシステム管理者用)や運用方法をまとめたもの。	納品時
その他	業務実施にあたり、発注者と受注者にて協議し、必要と認められたもの一式。	随時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの (紙面及びデータにて提供すること)	検収時

(2) 実施スケジュール(予定)

以下のスケジュールを基準とし、受注者と改めて協議を行い最終決定するものとする。

令和2年11月 契約、実施計画書・設計書の提出、監修者との調整

令和3年1月 中間報告及び監修

令和3年2月 中間報告及び監修

令和3年3月 ソフトウェア納品、検収

(3) 最終成果物の著作権

ア 本業務における撮影データと制作した最終動画の著作権は、発注者に帰属するものとする。

イ 発注者は、教育普及や観光誘致等を目的として、最終成果物を活用する。

7 信頼性等の要件

(1) 信頼性

ア 視聴プラットフォームは、できる限り24時間365時間動作するシステムとする。

イ その他必要な機器類については、利用状況に基づき、必要な可用性を確保すること。

(2) 可用性

VR コンテンツに受注者の責めに帰すべき不具合が確認された場合は、委託期間満了後6ヶ月を上限として速やかにアップデートを提出すること。

(3) 機密性

ユーザー情報の取得は、原則としてしないこと。

(4) 上位互換性

委託期間中に OS のアップデートが発生した場合は、必要に応じて対応すること。

(5) システム中立性

視聴環境は、仕様の実現上特に必要な場合を除き、受注者への依存性の高い技術を利用せずに構築すること。

(6) アクセシビリティ

スマートデバイスに不慣れな利用者でも、複雑な操作を行うことなく利用できること。

8 実施体制等の要件

ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

イ 本業務の実施に当たっては、受注者側で事業マネージャーを設置して、事業の進行管理を行うこと。

ウ 発注者との連絡は、事業マネージャーが行うこと。

エ 本業務の実施に当たり、委託期間中、最低でも月に一度は担当者との打合せを行い、進捗やシステム内容について協議すること。

オ 埼玉古墳群及び関係施設において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に発注者と協議すること。

カ 発注者が指定する場所以外で業務を行わないこと。

キ システム導入時に必要なマニュアルを納品するとともに、発注者その他関係者に対して研修を行うこと。

9 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する発注者の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受注者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受注者あるいは受注者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受注者あるいは受注者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

発注者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受注者の経費は受注者の負担とする。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。